

中部地方整備局（港湾空港関係）における
平成28年度建設コンサルタント業務等の
評価基準の見直しについて

平成28年 3月30日
中部地方整備局 港湾空港部

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

◆今回の評価基準見直しポイント

【業務における品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を図るため、建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しを行う】

【配置予定技術者の評価】

- ◆表彰実績：業務区分毎（測量・調査／建設コンサルタント等）の表彰実績を評価する。
- ◆保有資格：業務に応じた専門性の高い資格を保有している場合に加点する。

◆適用時期

◆平成28年4月1日以降に公告（公示）する業務より適用

【問い合わせ窓口】

- 中部地方整備局港湾空港部：nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
- ・基準の見直し内容への質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報HP（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/index.html>）に掲載します。
- ・個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
- ・公表内容は予告無く変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

◆ 表彰に関する評価基準の見直しについて

- 配置予定技術者における表彰実績の評価を、当該業務と同じ業種区分「測量・調査 or 建設コンサルタント等」での評価に見直しする。

現行基準

平成〇〇年度以降〇〇年度末までに完了した中部地方整備局発注業務（港湾空港関係に限る）のうち、優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある
- ② 優良業務技術者の事務所長表彰の実績がある。
- ③ 担当した業務の、優良業務の局長表彰の実績がある。
- ④ 担当した業務の、優良業務の事務所長表彰の実績がある。

新基準

平成〇〇年度以降〇〇年度末までに完了した中部地方整備局（港湾空港関係）発注業務のうち、**同じ業種区分「測量・調査 or 建設コンサルタント等」**の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。

- ① 優良業務技術者の局長表彰の実績がある。
- ② 優良業務技術者の事務所長表彰の実績がある。
- ③ 担当した業務で、優良業務の局長表彰の実績がある。
- ④ 担当した業務で、優良業務の事務所長表彰の実績がある。

◆ 技術者の保有資格に関する評価基準の見直しについて

・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の改正に伴い、成果品の品質の確保・向上を高める観点から、設定した技術者資格の評価に加え、当該業務を実施するうえで必要な専門性の高い資格を保有している場合に加点評価する。

現行基準

「資格要件」

技術者資格、その専門分野の内容について、下記の順位で評価する。

1. 技術者資格登録規程の別表に位置付けがある場合
 - ① 技術士、博士
 - ② 国土交通省登録技術者資格
 - ③ 上記以外の資格

※ 業務内容に応じて必要な部門、分野を記載する。
※ 業務内容に応じて必要な資格を設定する。

2. 技術者資格登録規程の別表に位置付けがない場合
 - ① 技術士、博士
 - ② RCCM、土木学会認定技術者（1級以上）、APECエンジニア、又は発注者が同等の能力と経験を有すると認めた者

※ 業務内容に応じて必要な部門、分野を記載する。
※ 業務内容に応じて必要な資格を追加する。

新基準

「資格要件」

技術者資格について、下記の順位で評価する。

- ① 技術士、博士
- ② 国土交通省登録技術者資格
- ③ 上記①、②以外の資格

※ ①～③は、業務内容に応じて必要な資格を設定する。

「専門性の高い資格の加点」 ※必要に応じて設定する項目
・ 上記資格以外に、専門性の高い資格を保有している場合に加点（5点）する。

※ 「専門性の高い資格」は、「国土交通省登録技術者資格」の内から業務内容に応じて設定する。

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

◆配置予定技術者の資格に関する評価の見直し（専門性の高い資格の加点）

見直し箇所

現 行				
評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格	①〇〇 ②〇〇
			①技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門、博士（工学等） ②RCCM（業務に該当する部門）【但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者】、APECエンジニア（業務に該当する分野）、土木学会認定技術者（1級以上）、海洋・港湾構造物設計士（海洋・港湾構造物の設計に適用）、港湾海洋調査士（業務に該当する部門）、水路測量技術（1級）【沿岸又は港湾】（水路測量に適用）、基本情報技術者（電子プログラム開発に適用）、地質調査技士（地質調査分野に適用）【但し、港湾関係の実務経験が大卒は5年以上、高卒者は8年以上ある者】、発注者が上記と同等と認めた者 ※ 業務内容に応じて、技術士については部門及び選択科目を、RCCMについては登録部門を記載する。また、RCCMの場合は、港湾関係の実務経験が3年以上ある者に限る。 ※ 必要に応じて項目を追加する。ただし、測量業務における測量士は必須要件であるため評価項目には含まない。	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格	①〇〇 ②〇〇 ③〇〇
			①技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門、博士（工学等） ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外 ※ 業務内容に応じて、技術士については部門及び選択科目を、RCCMについては登録部門を記載する。また、RCCMについては港湾関係の実務経験が3年以上ある者に限る。 ※ 必要に応じて項目を追加する。	



見直し				
評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格	①〇〇 ②〇〇 ③〇〇
			① 技術士（総合技術監理部門（〇〇選択科目）または〇〇部門（〇〇選択科目）、博士（「工学」等の分野を記載） ② 国土交通省登録技術者資格 ③ 上記①、②以外の資格 ※ ①～③は、業務内容に応じて、必要な資格を設定する。 ※ 業務内容に応じて、技術士については部門及び選択科目を、RCCMについては登録部門をまた、博士については専門分野を記載する。なお、RCCMについては港湾関係の実務経験が3年以上ある者とする。	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	専門性の高い資格保有者への加点	5点
			上記資格に加え、下記に記載する資格を有する場合は、専門性の高い資格を有する者として加点する。 ・〇〇〇〇士、〇〇〇〇 ※ 必要に応じて設定する項目 ※ 業務内容に応じて資格を設定する。 ※ 資格要件で評価した資格と同一資格の加点は行わない。（重複評価はしない。）	

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

プロポーザル方式における特定段階の標準的な配点例 新旧対照

見直し箇所: **赤字**

現 行			プロポーザル方式			
評価項目			プロポーザル方式			
			テーマ2	テーマ2 (地域精進度有り)	テーマ1	テーマ1 (地域精進度有り)
予定管理技術者の 経験・能力	資格	予定管理技術者の資格及び経験	15	10	15	10
	専門技術力	同種・類似業務実績	15	10	15	10
	情報収集力	地域精進度		10		10
	専門技術力	過去の業務実績	40		40	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10		10	
	小 計			80		80
実施方針・実施プロ 工程表 その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20		20	
	実施手順	実施手順の妥当性	20		20	
	工程表	工程計画の妥当性	20		20	
	その他	重要事項の指摘、代替案等の記載	20		20	
特定テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40		80	
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40		80	
特定テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40			
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40			
業務コストの妥当性	提示した業務規模に対する適切性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。				
合 計			320			



見直し						
評価項目			プロポーザル方式			
			テーマ2		テーマ1	
			加点なし ()は地域精進度を設定し た場合	加点有り ()は地域精進度を設定 した場合	加点なし ()は地域精進度を設 定した場合	加点有り ()は地域精進度を設 定した場合
予定管理技術者の 経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	15 (10)	10 (5)	15 (10)	10 (5)
	資格	専門性の高い資格保有者の加点	0	5	0	5
	専門技術力	同種・類似業務実績	15 (10)	15 (10)	15 (10)	15 (10)
	情報収集力	地域精進度 (設定する場合は()内の配点とする)	0 (10)	0 (10)	0 (10)	0 (10)
	専門技術力	過去の業務実績	40	40	40	40
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10	10	10	10
	小 計			80		
実施方針・実施プロ 工程表 その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20	20	20	20
	実施手順	実施手順の妥当性	20	20	20	20
	工程表	工程計画の妥当性	20	20	20	20
	その他	重要事項の指摘、代替案等の記載	20	20	20	20
小 計			80			
特定テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40	40	80	80
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40	40	80	80
特定テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40	40	-	-
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40	40	-	-
小 計			160			
業務コストの妥当性	提示した業務規模に対する適切性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。			
合 計			320			

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

総合評価落札方式（標準型1：3）における入札段階の標準的な配点例 新旧対照

見直し箇所：赤字

現 行						
評価項目		総合評価落札方式				
		標準型(1:3)				
		テーマ×2	テーマ×2 (地域精通度 有り)	テーマ×2	テーマ×2 (地域精通度 有り)	テーマ×2
予定管理技術者の 経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	15	10	15	10
	専門技術力	同種・類似業務実績	15	10	15	10
	情報収集力	地域精通度		10		10
	専門技術力	過去の業務成績	40		40	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10		10	
	小計			80		80
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20		20	
	実施手順	実施手順の妥当性	20		20	
	工程表	工程計画の妥当性	20		20	
	その他	有益な配慮事項の記載	20		20	
	小計			80		80
評価テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40		40	
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40		40	
評価テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40		40	
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40		40	
合計			320		320	



見直し						
評価項目		総合評価落札方式				
		標準型(1:3)				
		テーマ×2		テーマ×1		
		加点なし ()は地域精通度を設定し た場合	加点有り ()は地域精通度を設定 した場合	加点なし ()は地域精通度を設定 した場合	加点有り ()は地域精通度を設定 した場合	
予定管理技術者の 経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	15 (10)	10 (5)	15 (10)	10 (5)
	資格	専門性の高い資格保有者の加点	0	5	0	5
	専門技術力	同種・類似業務実績	15 (10)	15 (10)	15 (10)	15 (10)
	情報収集力	地域精通度 (設定する場合は()内の配点とする)	0 (10)	0 (10)	0 (10)	0 (10)
	専門技術力	過去の業務成績	40		40	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10		10	
小計			80			
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20	20	20	20
	実施手順	実施手順の妥当性	20	20	20	20
	工程表	工程計画の妥当性	20	20	20	20
	その他	有益な配慮事項の記載	20	20	20	20
小計			80			
評価テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40	40	80	80
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40	40	80	80
評価テーマ②	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	40	40	-	-
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	40	40	-	-
小計			160			
合計			320			

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

総合評価落札方式（標準型1：2）における入札段階の標準的な配点例 新旧対照

見直し箇所：**赤字**

現 行				
評価項目			総合評価落札方式	
			標準型(1:2)	
			7-7×1	7-7×1 (地域精進度有り)
予定管理技術者の 経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	20	15
	専門技術力	同種・類似業務実績	20	15
	情報収集力	地域精進度		10
	専門技術力	過去の業務成績	30	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10	
	小計			80
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	18	
	実施手順	実施手順の妥当性	18	
	工程表	工程計画の妥当性	18	
	その他	有益な配慮事項の記載	18	
	小計			72
評価テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	44	44
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	44	44
小計			88	
合計			240	



見直し				
評価項目			総合評価落札方式	
			標準型(1:2)	
			テーマ×1	
			加点なし ()は地域精進度を 設定した場合	加点有り ()は地域精進度を設 定した場合
予定管理技術者の 経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	20 (15)	15 (10)
	資格	専門性の高い資格保有者の加点	0	5
	専門技術力	同種・類似業務実績	20 (15)	20 (15)
	情報収集力	地域精進度 (設定する場合は()内の配点とする)	0 (10)	0 (10)
	専門技術力	過去の業務成績	30	30
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10	10
小計			80	
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	18	18
	実施手順	実施手順の妥当性	18	18
	工程表	工程計画の妥当性	18	18
	その他	有益な配慮事項の記載	18	18
小計			72	
評価テーマ①	的確性	目的との整合性、問題点、解決方法の記載	44	44
	実現性	説得力・提案内容の裏付け	44	44
小計			88	
合計			240	

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

総合評価落札方式（簡易型1：1）における入札段階の標準的な配点例 新旧対照 見直し箇所：赤字

現行						
評価項目		総合評価落札方式				
		簡易型(1:1)				
		建設コンサル タント等	測量・調査 1,000万円超	共通 (地域精進度 有り)	測量・調査 1,000万円以 下	測量・調査 1,000万円以 下(地域精進 度有り)
予定管理技術者 の経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	20	10	20	10
	専門技術力	同種・類似業務実績	20	10	20	10
	情報収集力	地域精進度		20		20
	専門技術力	過去の業務実績	30		30	
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10		10	
	小計		80		80	
実施方針・実施フ ロー・工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20		30	
	実施手順	実施手順の妥当性	20		25	
	工程表	工程計画の妥当性	20		25	
	その他	有益な配慮事項の記載	20			
小計		80		80		
合計		160				



見直し								
評価項目		総合評価落札方式						
		簡易型(1:1)						
		テーマなし						
		建設コンサルタント等		測量・調査 1,000万円超		測量・調査 1,000万円以下		
		加点なし ()は地域精進 度を設定した 場合	加点有り ()は地域精進 度を設定した 場合	加点なし ()は地域精進 度を設定した 場合	加点有り ()は地域精進 度を設定した 場合	加点なし ()は地域精進 度を設定した 場合	加点有り ()は地域精進 度を設定した 場合	
予定管理技術者 の経験・能力	資格	予定技術者の資格及び経験	20 (10)	15 (5)	20 (10)	15 (5)	20 (10)	15 (5)
	資格	専門性の高い資格保有者の加点	0	5	0	5	0	5
	専門技術力	同種・類似業務実績	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)
	情報収集力	地域精進度 (設定する場合は()内の配点とする)	0 (20)	0 (20)	0 (20)	0 (20)	0 (20)	0 (20)
	専門技術力	過去の業務実績	30	30	30	30	30	30
	専門技術力	優良業務表彰の実績	10	10	10	10	10	10
	小計		80	80	80	80	80	80
実施方針・実施フ ロー・工程表・その他	業務の理解度	背景、目的、内容の理解度	20	20	20	20	30	30
	実施手順	実施手順の妥当性	20	20	20	20	25	25
	工程表	工程計画の妥当性	20	20	20	20	25	25
	その他	有益な配慮事項の記載	20	20	20	20		
小計		80	80	80	80	80	80	
合計		160						

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

◆プロポーザル方式・総合評価落札方式における特定・入札段階の評価基準

評価基準（1/2）技術者評価（変更箇所：赤字）

評価項目	要件	判断基準
配置 予定 管理 技術者	技術者資格 ・技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門） ・博士（工学等） ・国土交通省登録技術者資格 ・上記以外 ※ 業務内容により適宜追加等調整	下記の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門または博士（工学等） ②国土交通省登録技術者資格 ③上記①、②以外の資格 なお、資格のない場合は選定しない。
	技術者資格 「専門性の高い資格」 （必要に応じて設定）	・業務に応じて「専門性の高い資格」を設定する。 上記で評価した資格に加えて、業務に応じて設定した専門性の高い資格を保有している場合に加点する。 ただし、上記で評価した資格と同一資格の加点は行わない。 ①5点
	専門技術力 過去10年間に従事した同種又は類似業務の実績 なお、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（出向又は派遣）は、問わないが、照査技術者として従事した実績は除く。 ただし、全地方整備局（港湾空港関係）発注業務の請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、同種又は類似業務の実績が無い場合は評価（特定）しない。 ※ 原則として「国、都道府県、政令市及び特殊法人等」からの受注実績に限定しない。
	情報収集力 （必要に応じて設定）	下記の順位で評価する。 （本官） ① 中部地方整備局（港湾空港関係）の受注実績がある。 ② 中部地方整備局（港湾空港関係）管内での実績がある。 （分任官） ① 当該事務所の受注実績がある。 ② 当該地域（中部地方整備局（港湾空港関係）管内等）での実績がある。
	専門技術力 過去3年間の「建設コンサルタント等（または測量・調査）」の技術者の平均業務成績。 ただし、過去3年間の全地方整備局（港湾空港関係）発注業務の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。また、60点未満の場合は実績として認めない。 なお、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。	全地方整備局（港湾空港関係）発注業務の過去3年間の技術者の平均評価点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 78点以上80点未満 ③ 76点以上78点未満 ④ 74点以上76点未満 ⑤ 72点以上74点未満 ⑥ 70点以上72点未満 ⑦ 60点以上70点未満
	専門技術力 中部地方整備局（港湾空港関係）発注の過去3年間の「建設コンサルタント等（または測量・調査）」業務の優良業務技術者表彰および担当した業務の優良業務表彰の有無。 なお、担当した業務は管理技術者、担当技術者の別は問わないが、照査技術者として従事した業務は除く。	下記の順位で評価する。 ① 優良業務技術者の局長表彰の実績 ② 優良業務技術者の事務所長表彰の実績 ③ 優良業務の局長表彰の実績 ④ 優良業務の事務所長表彰の実績
	恒常的な雇用関係	本業務の参加表明書の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的雇用関係にある事。 恒常的な雇用関係が認められる。 ※「3ヶ月以上」は求めない
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ① 再委託の内容が、主たる部分の場合。 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③ 業務の分担構成が必要以上に細分化されている場合。 ④ 一つの分担業務を複数の構成員が実施している場合。 ※③、④は、設計共同体のみ適用 なお、設計共同体については、管理技術者は代表者たる構成員から配置するものとし、構成員毎に1名以上の担当技術者を配置すること。ただし、代表者にあつては、管理技術者が担当技術者を兼務することが出来るものとする。

1. 平成28年度建設コンサルタント業務等における評価基準の見直しについて

◆プロポーザル方式・総合評価落札方式における特定・入札段階の評価基準 評価基準（2/2）技術者評価（変更なし）

評価項目	要件		判断基準
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度		背景、目的、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。業務の背景、目的、内容を理解していない場合は特定（評価）しない。
	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。業務実施手順に矛盾がある場合は特定（評価）しない。
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。業務量の把握が不適切で工程計画に無理がある場合は特定（評価）しない。
	その他	※ プロポーザル方式の場合 → 重要事項を指摘し、これに対する代替案等の記述・表現がある場合に優位に評価する。 ※ 総合評価落札方式の場合 → 有益な配慮事項の記載がある場合に優位に評価する。	
特定（評価）テーマ①	的確性	業務目的との整合性	提案内容が業務の目的と整合が図れている場合に優位に評価する。提案内容が業務の目的と矛盾している場合は特定（評価）しない。
		着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。着眼点、問題点、解決方法等について、全く記載されていない場合は特定（評価）しない。
	実現性	説得力	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。提案内容に論理的矛盾があり、説得力がない場合は特定（評価）しない。
		提案内容の裏付け	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。提案内容の裏付けが全くなく実行できないことが明らかである場合は特定（評価）しない。
特定（評価）テーマ②	的確性	業務目的との整合性	提案内容が業務の目的と整合が図れている場合に優位に評価する。提案内容が業務の目的と矛盾している場合は特定（評価）しない。
		着眼点・問題点・解決方法等の論理的整理・業務への有効性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。着眼点、問題点、解決方法等について、全く記載されていない場合は特定（評価）しない。
	実現性	説得力	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。提案内容に論理的矛盾があり、説得力がない場合は特定（評価）しない。
		提案内容の裏付け	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。提案内容の裏付けが全くなく実行できないことが明らかである場合は特定（評価）しない。
業務コストの妥当性	※ プロポーザル方式のみ適用		提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。